

# 働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、新たに県内在住者の正規雇用に向けた事業主に鳥取県正規雇用創出奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要領において「正規雇用者」とは、鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第7号に規定する常時雇用労働者のうち、雇用期間の定めのない者をいう。

2 この要領において「部長等」とは、商工労働部長及び商工労働部立地戦略課長をいう。

3 この要領において「共同事業」とは、第3条に規定する対象事業主が、第4条に規定する共同事業主との間において、出向、派遣及び請負等の契約に基づいて事業を行うことをいう。

## (対象事業主の要件)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）が、第5条に掲げる対象労働者を新たに正規雇用者として雇い入れ、又は共同事業の実施により対象事業主が第5条に規定する対象労働者を共同事業主から新たに受入れ、かつその雇入れ又は受入れの日から起算して1年以上継続して雇用した場合で、部長等（奨励金の申請額が1件で2,000万円以上の場合にあっては商工労働部長とし、奨励金の申請額が1件で2,000万円未満の場合は商工労働部立地戦略課長とする。以下同じ。）の支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該対象事業主に対して支給するものとする。

(1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。

(2) 県内に所在する事業所の事業主であること。

(3) 次のいずれかに該当する事業主であること。

ア 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第3条第1項に基づく企業立地事業の知事認定を平成30年9月30日以前に受けた事業主（奨励金の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）を雇い入れた日の属する年度（以下「採用年度」という。）の4月1日時点で知事認定を受けてから3年以上経過した事業主又は認定を受けた事業の投資及び雇用が終了した事業主を除く。）

イ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第14条に基づく企業立地計画又は同法第16条に基づく事業高度化計画の知事承認を平成30年9月30日以前に受けた事業主（承認を受けた企業立地計画又は事業高度化計画を終了した事業主を除く。）

ウ 平成30年4月1日改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第2項に基づく情報通信関連雇用事業の知事認定を受けた事業主（対象労働者の採用年度の4月1日時点で知事認定を受けた補助事業の開始予定年月日から5年以上経過した事業主を除く）

エ 平成30年4月1日改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第3項に基づくコンテンツ・事務管理関連雇用事業の知事認定を受けた事業主（対象労働者の採用年度の4月1日時点で知事認定を受けた補助事業の開始予定年月日から5年以上経過した事業主を除く）

オ 鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第2項に基づく次世代ソフトウェア産業等立地事業の知事認定を平成30年9月30日以前に受けた事業主（対象労働者の採用年度の4月1日時点で知事認定を受けた補助事業の開始予定年月日から5年以上経過した事業主を除く）

カ 鳥取県県内主要製造業再生支援補助金交付要綱（平成25年3月21日付第201200169975号）第5条の規定に基づき、補助事業の知事認定を平成30年9月30日以前に受けた事業者（認定を受けた事業を終了した事業主を除く。）

(4) 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主であること。

## (共同事業主の要件)

第4条 共同事業を行う事業主（以下「共同事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1号、同第2号及び同第4号のいずれにも該当する事業主であること。
- (2) 対象事業主との間において、会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の4分の1以上を有する資本関係がある法人であること。
- (3) 対象事業主との間において、出向、派遣及び請負等の契約を締結し、当該契約に基づいて、対象事業主の事業所等において従業員を従事させる見込みがあるか又は現に従事させていること。

(対象労働者に係る要件)

第5条 奨励金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に在住する正規雇用者
  - (2) 1年を超えて対象事業主に使用された者又は共同事業主が共同事業のために雇入れ、対象事業主の事業所において1年を超えて共同事業に従事した者
  - (3) 認定等を受けた日又は認定等を受けた事業の事業開始日のいずれか早い日（以下「基準日」という。）以降に新たに雇入れられた雇用保険の被保険者（対象事業主に雇用されたパートタイマー、アルバイト等の者が、基準日以降に新たに正規雇用者として労働契約を交わす場合を含む。）
- 2 前項に定めるもののほか、事業集約等を目的として、親会社、子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。以下「関連会社等」という。）相互間で労働者の移動を行う場合であって、県外に所在する事業所から県内に所在する事業所に従業員を移転させるときは、移転させる正規雇用者で県内の事業所において1年を超えて対象事業主に使用される者又は共同事業主が共同事業のために雇入れ、対象事業主の事業所において1年を超えて共同事業に従事した者で、基準日から採用年度の3月31日までの間に県内に移転し、県内に住民票を移した雇用保険の被保険者も対象労働者とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、基準日以降に対象事業主又は共同事業主の関連会社等で新たに雇用された者であって、転籍により対象事業主と新たに労働契約を結び、県内の事業所において1年を超えて対象事業主に使用された雇用保険の被保険者又は、転籍により共同事業主と新たに労働契約を結び、対象事業主の事業所において、1年を超えて共同事業に従事した雇用保険の被保険者も対象労働者とする。

(対象労働者の調整)

- 第6条 対象労働者の数は、基準日時点において雇用していた常時雇用労働者の総数を基準人数として、奨励金の申請時点における常時雇用労働者の総数が基準人数を上回る人数のうち、前条の要件を満たす正規雇用者（共同事業主が共同事業のために雇入れ、対象事業主の事業所において従事させている者を含む。）の人数とする。
- 2 既に本奨励金又は県からの他の制度による類似の奨励金の支給を受けた対象事業主が申請する場合は、前項の対象労働者として算入できる人数から、既に支給を受けた奨励金において対象となった人数を差し引くこととする。
- 3 県内に対象事業主の関連会社等の事業所が所在する場合は、第1項の基準人数については、県内に所在する関連会社等の常時雇用労働者も含めることとする。

(支給額)

- 第7条 奨励金の支給額は、対象労働者1人につき50万円を限度とし、雇入れ（共同事業の実施による受入れを含む。以下「雇入れ等」という。）の日から起算して1年経過後に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象労働者1人につき対象労働者の雇入れ等の日から起算して1年の間において20万円以上の経費を要する人材育成を行った場合の奨励金の支給額は、1人につき20万円を加算するものとする。ただし、人材育成にかかる経費が20万円に満たない労働者及び鳥取県企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金の支給を受けた又は受ける予定の労働者については、当該加算の対象外とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、事業集約等により同一事業主が系列の県外に所在する関連会社等から県内に所在する関連会社等に従業員を移転させる場合の奨励金の支給額は、対象労働者1人につき50万円を限度とし、雇入れ等の日から起算して1年経過後に支給する。

(支給申請期間)

第8条 奨励金の支給の申請は、対象労働者の雇入れ等の日又は移転の日から起算して1年経過後に申請を行うこととする。

- 2 対象労働者に該当する奨励金の支給申請期間は対象労働者の雇入れ等の日又は移転の日から起算して1年を経過する日から6か月以内とする。

(支給の申請方法)

第9条 奨励金の申請を行う対象事業主(以下「申請事業主」という。)は、鳥取県正規雇用創出奨励金支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて部長等に提出しなければならない。

- (1) 申請事業主に係るアからカのいずれかに掲げる書類(共同事業の場合は、キ及びクを含む)

- ア 鳥取県企業立地等助成条例第3条第1項に基づく企業立地等事業の知事認定を受けた事業主にあつてはその認定通知書の写し
- イ 企業立地促進法第14条に基づく企業立地計画又は同法第16条に基づく事業高度化計画の知事承認を受けた事業主にあつては、その承認通知書の写し
- ウ 平成30年4月1日改正前の鳥取県企業立地等助成条例第3条第2項に基づく情報通信関連雇用事業の知事認定を受けた事業主にあつてはその認定通知書の写し
- エ 平成30年4月1日改正前の鳥取県企業立地等助成条例第3条第3項に基づくコンテンツ・事務管理関連雇用事業の知事認定を受けた事業主にあつてはその認定通知書の写し
- オ 鳥取県企業立地等助成条例第3条第2項に基づく次世代ソフトウェア産業等立地事業の知事認定を受けた事業主にあつてはその認定通知書の写し
- カ 鳥取県県内主要製造業再生支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助事業の知事認定を受けた事業者にあつては、その認定通知書の写し
- キ 共同事業の実施に係る契約書
- ク 申請事業主及び共同事業主間の資本関係を証する書類

- (2) 対象労働者に係る次のアからエまでに掲げる書類

- ア 鳥取県正規雇用創出奨励金対象労働者個別表(様式第2号(共同事業の場合は、様式第2号の2))
- イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ウ 勤務時間、勤務場所(所属)、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ等年月日、社会保険の加入状況等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書等又は雇用契約書等の写し
- エ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し

- (3) 対象労働者が雇入れ等される事業所の就業規則

- (4) 基準日現在の県内事業所における雇用保険の被保険者である労働者名簿及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳

- (5) 奨励金申請時の県内事業所における雇用保険の被保険者である労働者名簿及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳及び事業所台帳異動状況照会

- (6) 対象労働者の雇入れ等の日又は移転の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請日までの間に離職した雇用保険の被保険者である労働者の氏名、離職年月日、離職理由が明らかにされた労働者名簿等の写し。ただし、既に提出している場合であつて、その後変動のあったときは、当該変更に係るものに限る。

- (7) 研修状況報告書(様式第3号)(第7条第2項の支給を申請する場合に限る。)

- (8) 前各号の他部長等が必要と認める書類

- 2 申請事業主は、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条第1項第1号の1及び第

2号に基づき社会保険労務士等を選任し、奨励金等の申請書の作成及び申請の手続を代わって行わせることができるものとする。

(支給の決定等)

第10条 部長等は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 部長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。

3 部長等は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県正規雇用創出奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第4号、不支給の場合は様式第5号）により、当該申請書を受理した日から45日以内に通知するものとする。

4 部長等は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(不支給要件)

第11条 申請事業主からの申請であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 申請事業主（共同事業の実施を伴う場合は、申請事業主及び共同事業主。以下「申請事業主等」という。）が、対象労働者の雇入れ等の日又は移転の日の前日から起算して6か月前の日から奨励金の支給決定日までの間において、対象労働者を雇入れ等する事業所で従事する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇した場合（対象労働者が自己都合等により退職した場合は除く。）

(2) 同一申請事業主が採用年度の4月1日以降に離職した者を再び雇い入れた場合（共同事業主が採用年度の4月1日以降に離職した者を再び雇い入れ、申請事業主の事業所において従事させた場合を含む。）

(3) 対象労働者の雇入れ等の日又は移転の日の前日から起算して2年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、対象労働者を雇入れ等する事業所における事業活動に関し法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

(4) 申請事業主等に国又は地方公共団体を含む場合

2 前項に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められ、奨励金を支給することが適切でないとして部長等が判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないことができるものとする。

(1) 申請事業主等が、特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金又は補助金によって得ている法人に限る。）である場合

(2) 第3条第3号ア及びイを要件として申請事業主となっている場合で、計画の進捗が図られていない場合

(3) 次のア又はイに掲げる事項に該当する場合

ア 賃金の支払が行われていない場合

イ その他適正な雇用管理を行っていない場合

(奨励金の返還)

第12条 部長等は、奨励金の支給を受けた申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県正規雇用創出奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第6号）により、当該申請事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(3) 対象労働者を雇入れ等した日から起算し1年6ヶ月を経過する日以前に事業主都合で解雇し

た場合

(対象労働者の雇用状況の報告)

第12条の2 奨励金の支給を受けた申請事業主は、支給を受けた対象労働者の雇用状況について様式第7号により10月1日現在の状況を部長等に報告しなければならない。

2 前項の報告は、前年の10月1日以降に支給を受けた対象労働者について雇入れ等した日から起算して1年6月を経過するまでの間の状況を報告するものとする。

(調整)

第13条 申請事業主が同一の対象労働者について、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附 則

この要領は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3条第3号に掲げる事業の認定を受けた事業主については、進出又は増設時にかわす協定書等の雇用計画を勘案し、事業認定といずれか終了時期の遅いものまでを対象とすることができる。

3 平成28年9月30日までに第3条第3号に掲げる事業の認定を受けた事業主にかかる奨励金の支給額は対象労働者1人につき100万円を限度とする。

4 改正後の第5条、第7条、第8条、第9条については、平成28年3月31日までに対象事業主に雇入れられた対象労働者の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。